Ⅲ総務省行政相談センター Ⅱ

新型コロナウイルス感染症関連 きくみみ山口 支援窓口案内(ガイドブック) <山口県版>

総務省山口行政監視行政相談センターでは、新型コロナウイルス感染症 に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

この度、皆様への生活支援に関する窓口等の情報を提供しますので、お 困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

電話による相談受付:平日8:30~17:15

TEL: 083-932-1100 (要通話料)

インターネットによる相談受付

URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

FAXによる相談受付

FAX: 083-922-1593



- ※ 山口県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態言」の対象区 域とされたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、人と人 との接触を極力減らすため、当分の間、来所によるご相談の受付は中止させていた だいております。電話、インターネット、FAXまたは手紙でご相談願います。
- このガイドブックは、令和2年5月1日時点における各機関のHP等の情報を基に、 (注) 当センターが作成したものです。

きくみみ山口



総務省行政相談センター

山口行政監視行政相談センター

山口市中河原町 6-16

山口地方合同广舎1号館2階

電話:083-933-1503

FAX: 083-922-1593

健康・医療に関すること(P1)

- 1 感染の疑いがある場合
- 2 一般的な相談

生活に関すること(P1~4)

3 解雇・休業・内定取消等

- 特別労働相談窓口
- · 学校等休業支援金
- 傷病手当金
- · 内定取消等特別相談窓口

4 生活資金

- · 生活福祉金貸付制度
- 特別定額給付金(仮称)

5 住まい

- · 住居確保給付金
- ・ 住宅ローン返済期間の延長等

6 公共料金

・ 電気料金、ガス料金、水道料金、 NHK受信料、携帯電話料金

役所の手続に関すること (P4~6)

- 7 運転免許証
- 8 自動車検査証(車検証)
- 9 税金
 - 国税(所得税等)
 - · 地方税(自動車税、住民税等)

10 住民票の転出・転入届

11 年金等

- · 年金·年金生活者支援給付金
- · 国民年金保険料
- · 厚生年金保険料

教育に関すること(P7)

- 12 臨時休校・休園
- 13 奨学金
 - 日本学生支援機構の奨学金

事業者支援に関すること(P8~9)

14 休業等

- · 特別労働相談窓口
- · 学校等休業助成金
- · 雇用調整助成金
- 事業者別相談窓口

15 資金繰り

- · 持続化給付金
- ・ 中国財務局金融相談ダイヤル
- · 日本政策金融公庫、商工中金
- 16 テレワークの導入

その他 (P10~13)

17 定期券等の払いもどし

18 不当な差別やいじめ、DV

- 24 時間子供SOSダイヤル
- 人権 110 番
- DV相談+

19 外国人向け相談窓口

- 医療相談
- 在留総合インフォメーションセンター
- Japan Visitor Hotline
- 人権相談ダイヤル

20 マスクの配布・転売等

- 布マスクの全戸配布
- ・ 転売、消費者トラブル等
- 21 政府・地方公共団体の情報発信

1 新型コロナウイルス感染の疑いがある場合

- ◆ 山口県内には24時間対応の相談窓口が設置されています。以下の2つのうちいずれかに該当する方は、必ず最寄りの相談窓口に連絡してください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
 - ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

<問合せ先>最寄りの相談窓口(別紙1(P14)参照)

2 一般的な相談

◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置しています。

<問合せ先>厚生労働省の電話相談窓口

TEL: 0120-565653 (9:00~21:00※休日も実施)

3 解雇・休業・内定取消等

◆ 山口労働局は、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・休業等の労働 に関する相談を受け付ける「特別労働相談窓口」を設置しています。

<問合せ先>総合労働相談コーナー(山口労働局雇用環境・均等室内) TEL: 083-995-0398(平日8:30~17:15)

◆ 厚生労働省は、小学校や幼稚園等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行 うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金 を支給します。

【申請期間】令和2年9月30日まで

<問合せ先> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL: 0120-60-3999(9:00~21:00※休日も実施)

◆ 協会けんぽは、被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金を支給します。

<問合せ先>協会けんぽ山口支部

TEL: 083-974-0530 (平日8:30~17:15)

◆ 山口労働局は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、内定取消等にあった学生等を対象とした相談窓口を設置しています。

<問合せ先>山口新卒応援八ローワーク「新卒者内定取消等特別相談窓口」

TEL: 083-973-8080

(平日8:30~19:00※土曜日も実施8:30~17:00)

ハローワークプラザ下関「新卒応援コーナー」

TEL: 083-231-8189

(月・水・金曜日10:00~17:15、火・木曜日10:00~19:00、

第2.第4土曜日10:00~17:00)

4 生活資金

◆ 全国社会福祉協議会は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金貸付制度による緊急小口貸付等の特例貸付を実施しています。

<問合せ先>住所を有する市町社会福祉協議会(別紙2(P15)参照) 又は個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター TEL:0120-46-1999(9:00~21:00※休日も実施)

◆ 「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。総務省は、同給付金に関する相談を受け付けるコールセンターを設置しています。

<問合せ先>特別定額給付金コールセンター

TEL: 0120-260020 (5/2以降 9:00~18:30※休日も実施) 03-5638-5855 (5/1まで平日9:00~18:30)

また、具体的な申請手続や給付の時期などに関しては、お住まいの市町にお 問い合わせください。

5 住まい

◆ 厚生労働省は、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、その要件を緩和しました。これにより、新型コロナウイルス感染症の影響等による休業等に伴う収入減少により、離職や廃業には至っていないが、同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方も支給の対象となりました。

<問合せ先>お近くの生活困窮者自立相談支援機関(別紙3(P16)参照)

◆ 住宅金融支援機構では、これまでどおりの住宅ローン返済が困難となった 方に対し、返済方法の変更メニューを用意しています。また、返済期間の延 長等の特例措置を講じています。

<問合せ先>返済中の金融機関、または住宅金融支援機構各支店 住宅金融支援機構中国支店

TEL: 082-221-8694 (平日9:00~17:00)

6 公共料金

【電気料金】

◆ 中国電力は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業及び失業等で、 山口県社会福祉協議会から一次的な資金の緊急貸付を受けており、一時的に 電気料金の支払いが困難であると申し出た方を対象に、令和2年3月分(支払 義務発生日が令和2年3月19日以降となるもの)、4月分及び5月分の電気料金 の支払期限を、原則としてそれぞれ1か月間延長する措置を講じています。

<問合せ先>中国電力受付専用フリーダイヤル

TEL: 0120-715-303 (平日9:00~17:00)

【ガス料金】

◆ 山口合同ガスは、新型コロナウイルス感染症の影響による休業及び失業等で、山口県社会福祉協議会から一次的な資金の緊急貸付を受けており、一時的にガス料金の支払いが困難であると申し出た方を対象に、令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの)、3月検針分及び4月検針分の各ガス料金の支払期限日を、それぞれ1か月間延長する措置を講じています。

<問合せ先>山口合同ガス各事業所(平日8:30~17:15)

都市ガス供給地区	電話番号
下関支店	083-223-2111
宇部支店	0836-31-0141
山口支店	083-922-7500
防府支店	0835-22-0026
徳山支店	0834-28-6000

LPガス供給地区	電話番号
宇部支店	0836-31-0141
光営業所	0833-71-0012

【水道料金】

◆ 水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方については、お住まいの地域 の水道局にお問い合わせください。

<問合せ先>お住まいの地域の水道局

【NHK受信料】

◆ NHKは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた方からの 受信料のお支払いに関する相談窓口を設置しています。

<問合せ先> NHK山口放送局

TEL: 083-921-3737 (平日10:00~17:00)

【携帯電話料金】

◆ 大手携帯電話事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、期限内に料金支払いを行うことが困難な利用者の支払期限を延長しています。

<問合せ先>携帯電話事業者各社

ドコモ:0800-333-0500(平日9:00~17:00)

KDDI: au携帯電話から局番なし157 (9:00~20:00※休日も実施)

ソフトバンク:0800-170-4535(平日10:00~18:00)

※ 格安SIMにおける取扱いについては、利用するMVNO事業者に問い合わせてください。

7 運転免許証

- ◆ 警察庁は、新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許 証の更新手続を受けることができない又はできなかった方に対し、以下のと おり対応します。
 - ① 令和2年7月31日までに期限が到来する場合、有効期間の末日までに、更新手続開始申請書を運転免許センター等に提出(郵送も可)することで、更新期間が3か月間延長されます。
 - ② 有効期間の末日までに更新手続を行うことができず運転免許を失効させた場合は、運転免許の失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1か月以内であれば、学科試験・技能試験が免除され、運転免許の再取得が可能です。また、この場合再取得に必要な手数料が減額されます。

なお、山口県警察は令和2年4月22日から運転免許更新手続等を休止しています。詳細は、以下のアドレスをご確認ください。

https://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp/contents/page_d004_000073.html

<問合せ先>山口県総合交通センター

TEL: 083-973-2900

(平日及び日曜日 10:00~12:00、14:00~16:00)

8 自動車検査証(車検証)

- ◆ 国土交通省は、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車(令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間が、令和2年2月28日から3月31日までのものを、令和2年4月30日までに伸長したものを含む。)について、有効期間を令和2年6月1日まで伸長しています。
 - ※ 自動車検査証の有効期間が、令和2年4月1日から4月16日までの自動車は、対象外です。

<問合せ先>中国運輸局自動車技術安全部技術課

TEL: 082-228-9143

当センターが作成した新型コロナウイルス感染症関連支援窓口案内(ガイドブック)の 第1版及び第2版において、「自動車検査証」の記載に誤りがありました。

「自動車検査証の有効期間が令和 2 年 2 月 28 日から 5 月 31 日までの自動車について、全国一律に令和 2 年 6 月 1 日まで有効期間を伸長」としておりましたが、有効期間が4月 1 日から 4 月 16 日までのものは除きます。お詫びして訂正いたします。

(参考)

自動車の継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する自動車損害賠償責任保険(共済)については、継続契約の契約手続が6月1日までを限度として猶予されています。 詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

9 税 金

【国税】

- ◆ 国税庁は、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限 について、感染拡大により、外出を控えるなど期限内に申告することが困難 な場合は、4月17日(金)以降であっても確定申告書を受け付けます。
- ◆ 国税徴収法により、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。また、国税通則法により、新型コロナウイルス感染症にり患された場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予が認められる場合があります。

<問合せ先>最寄りの税務署(別紙4(P17)参照)

【地方税】

◆ 総務省は、地方税(自動車税や個人住民税等)における申告期限・納付期限の延長について、各都道府県・市区町村に対して適切に運用するよう求めています。各地方公共団体における取扱いについては、県税事務所、お住まいの市町にお問い合わせください。

<問合せ先> 県税事務所、お住まいの市町

10 住民票の転出・転入届

◆ 転入届は、住民基本台帳法により、住み始めてから14日以内に届け出る必要があります。これについて総務省は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、役所への来庁を避けたことにより届出期間を経過してしまった場合、これを「正当な理由」とみなす通知を各市区町村に対し行っています。詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

なお、転出届をせずに他の市区町村に転入したときは、転出元の市区町村に対し、転出証明書を郵便で請求することもできます。

<問合せ先>お住まいの(又は住んでいた)市町

11 年金等

◆ 日本年金機構は、以下の対応を実施しています。

【年金・年金生活者支援給付金】

◆ 令和2年2月末日以降に提出期限がある以下の届書(2月以降に誕生月がある 方の届書)の提出がなかった場合でも、当面の間、年金及び年金生活者支援 給付金について、支払いを止めない取扱いとしています。

【対象となる届書】現況届、生計維持確認届、障害状態確認届

【国民年金保険料】

◆ 新型コロナウイルスの感染症の影響により、失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合については、一定の要件に該当する方は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。

【厚生年金保険料】

◆ 新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時 的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請す ることにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り 換価の猶予」が認められます。

<問合せ先>管轄の年金事務所(別紙5(P18)参照)

12 臨時休校・休園

◆ 臨時休校については、お子様が通っている学校が属する都道府県・市町村 教育委員会等に問い合わせてください。

<問合せ先>

お子様が通っている学校	問合せ先
都道府県立学校、指定都市立学校	都道府県教育委員会、指定都市教育委員会
市区町村立学校	市区町村教育委員会
私立学校、国立大学附属学校、 公立大学附属学校	各学校

◆ 県内には、登園自粛を呼びかけている保育園があります。これに伴う保育 料の減免等については、お住まいの市町にお問い合わせください。

<問合せ先>お住まいの市町

13 奨学金

【日本学生支援機構の奨学金】

◆ 日本学生支援機構は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変 した方に対し、給付奨学金・貸与奨学金による支援を行っています(大学等 に在学している人が対象)。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先の業績悪化や出勤停止等に伴う減収、失業、内定取消等が生じ、奨学金の返還が困難となった方は、減額返還・返還期限猶予を願い出ることができます。

<問合せ先>独立行政法人日本学生支援機構奨学金相談センター TEL: 0570-666-301 (平日9:00~20:00)

14 休業等

- ◆ 山口労働局は、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・休業等の労働に関する相談を受け付ける「特別労働相談窓口」を設置しています。(再掲) <問合せ先>総合労働相談コーナー(山口労働局雇用環境・均等室内) TEL: 083-995-0398(平日8:30~17:15)
- ◆ 厚生労働省は、小学校や幼稚園等が臨時休業した場合等に、その小学校等に 通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇 用・非正規雇用を問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を 取得させた企業に対する助成金を支給します。

【申請期間】令和2年9月30日まで

<問合せ先>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999(9:00~21:00※休日も実施)

◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置を講じています。

<問合せ先>山口労働局職業安定部職業対策課

TEL: 083-995-0383 (平日8:30~17:15) 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL: 0120-60-3999 (9:00~21:00※休日も実施)

◆ 国の行政機関は、各業種の事業者向け相談窓口を設置しています。<問合せ先>各行政機関相談窓口(別紙6(P19)参照)

15 資金繰り

◆ 経済産業省は、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して給付金(持続化給付金)を支給します。

<問合せ先>持続化給付金事業コールセンター(8:30~19:00※休日も実施)

TEL: 0120-115-570 03-6831-0613(IP電話等)

- ※ 当該給付金の詳細については、次のホームページをご確認ください。
 - 持続化給付金事務局ホームページ https://www.jizokuka-kyufu.jp/

◆ 中国財務局は、新型コロナウイルス感染症に関連し、金融機関の窓口の問 合せや、金融機関との取引に関する相談の専用ダイヤルを開設しています。

<問合せ先>中国財務局金融相談ダイヤル

TEL: 0120-99-0028 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

◆ 日本政策金融公庫は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林事業者等からの融資や返済に関する相談を受け付けています。

<問合せ先>日本政策金融公庫各支店(平日9:00~17:00)

区分	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
山口支店	083-922-3660	_	083-922-2140
下関支店	083-222-6225	083-223-2251	
岩国支店	0827-22-6265	_	
徳山支店	0834-21-3455	_	_

◆ 商工組合中央金庫は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた 中小企業や事業協同組合等の融資や返済に関する相談を受け付けています。

<問合せ先> 商工中金各支店

区分	電話番	号
区方	(平日9:00~17:00)	(休日9:00~17:00)
下関支店	083-223-1151	0120 542 711
周南支店	0834-21-4141	0120-542-711

16 テレワークの導入

◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規に 導入する(又は試行的に導入している)中小企業事業主(労働者災害補償保 険の適用中小企業事業主)を対象とした働き方改革推進支援助成金(テレワ ークコース)を支給します。

<問合せ先>テレワーク相談センター

TEL: 0120-91-6479 (平日9:00~17:00) ※繋がらない場合は、TEL: 03-5577-4724 03-5577-4734

(参考)

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策に対応するテレワーク関連施策情報を発信しています。

https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200312003/20200312003.html

17 定期券等の払いもどし

◆ 感染防止を事由とした旅行の見合わせ及び通学先の学校の休校に配慮して、きっぷなどの払いもどしに特別措置を講じている公共交通機関があります。購入した窓口等に確認してください。

(例:JR西日本の特例措置)

① きっぷの払いもどし

新型コロナウイルスの発生に伴い旅行を見合わせる場合、普通乗車券、特急券、グリーン券、指定席券等、トクトクきっぷ(フリーパスタイプのものは使用開始前に限ります。)を無手数料にて払いもどします。

② 通学定期券の払いもどし

通学先の学校の休校となったため、対象となる通学定期券を払いもどす場合、申出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして、JR西日本の規定により計算した額を払いもどします(所定の手数料がかかります)。

なお、この取扱いは当該通学定期券の購入日から1年間有効です。

③ 通勤・通学定期券(大学生等を含む)の払いもどし 外出自粛要請を受け、通勤や通学を取りやめた場合、申出日に関わらず、4月7日以降の最終使用日を申出日とみなして、JR西日本の規定により計算した額を払いもどします(所定の手数料がかかります)。

なお、この取扱いは緊急事態措置の終了日の翌日から1年間有効です。

<問合せ先>ご利用の公共交通機関

18 不当な差別やいじめ、DV

◆ 文部科学省は、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見などで悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談ダイヤルを開設しています。

<問合せ先>24時間子供SOSダイヤル

TEL: 0120-0-78310 (お近くの相談窓口に接続されます)

◆ 法務省は、差別や虐待、パワーハラスメント等、様々な人権問題についての相談ダイヤルを開設しています。

<問合せ先>

· みんなの人権110番 TEL: 0570-003-110 (平日8:30~17:15)

・ こどもの人権110番 TEL: 0120-007-110 (平日8:30~17:15)

◆ 内閣府は、配偶者からの暴力に悩んでいる方のための相談ダイヤルを開設しています。

<問合せ先> D V 相談+

TEL: 0120-279-889 (9:00~21:00※休日も実施)

※ 令和2年4月29日以降は24時間対応になります。

19 外国人向け相談窓口

◆ 日本医師会は、日本に滞在している外国人に対する医療相談窓口を設置しています。

【対応言語】英語(毎日)、中国語(平日)、その他の言語^(※)(指定曜日)

- ※ 韓国語・タイ語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・ベトナム語等
- ※ 「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」とは異なる独自の取組 です。

<問合せ先> 我が国に滞在する外国人に対する新型コロナウイルス等に関する電話相談 TEL: 03-6233-9266 (10時~17時※休日も実施)

◆ 出入国在留管理庁は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、令和2年3月~6月に在留期間の満了日を迎える在留外国人及び短期滞在の在留資格で在留する外国人からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等について、当該外国人の在留期間満了日から3か月後まで受け付けることとしています。外国人在留総合インフォメーションセンターでは、この他、入国・在留などの一般的な手続に関する問合せも受け付けています。

<問合せ先>外国人在留総合インフォメーションセンター TEL: 0570-013904(平日8:30~17:15)

◆ 日本政府観光局(JNTO)は、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を設置しています。

【対応言語】英語、中国語、韓国語、日本語

<問合せ先>Japan Visitor Hotline

TEL:050-3816-2787(24時間、365日対応)

◆ 法務省は、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談を受け付ける相談ダイヤルを開設しています。

【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

<問合せ先>外国語人権相談ダイヤル

TEL:0570-090911(平日9:00~17:00)

20 マスクの配布・転売等

◆ 厚生労働省は、感染者数が多い都道府県から順次、布製マスクを1住所当たり2枚ずつ配布します。

<問合せ先>布マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 TEL: 0120-551-299(9:00~18:00※休日も実施)

(参考) 布マスクの全戸配布に関するQ&A (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/cloth_mask_qa_.html

◆ 国民生活安定緊急措置法に基づき、衛生マスクの転売が禁止されています。また、マスクの抱き合わせ販売は独占禁止法違反となるおそれがあります。

<問合せ先>

- · 最寄りの警察署(マスクの転売を目撃した場合)
- 公正取引委員会中国支所(マスクの抱き合わせ販売を目撃した場合)TEL: 082-228-1501
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に便乗した以下のような消費者トラブルが発生しています。不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、消費者ホットラインに相談してください。

(消費者トラブルの例)

- 新型コロナウイルスが水道水に混ざっていると不審な電話がかかってきた。
- 市役所職員を名乗った不審な電話がかかってきた。
- マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた。

く問合せ先>消費者ホットライン(お近くの相談窓口に接続されます)

TEL: 188 (局番なし)

(参考)

- ① 新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする商品等の不当表示に注意してください。
 - ※ 現時点で、健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌剤等の商品については、当該ウイルスに対する効果を裏付ける根拠は認められていません。
- ② 厚生労働省とLINEが協力した新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ ための全国アンケート調査を装い、クレジットカードの番号等を聞き出す メッセージが届くトラブルが発生しています。

この調査にそのような質問項目はなく、メッセージはLINEの公式アカウントから送られるため、よく確認してください。

21 政府・地方公共団体の情報発信

◆ 厚生労働省は、国内の新型コロナウイルスの感染者発生状況や、同ウイルスに関するQ&A等を公表しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(参考)

首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて〜一人ひとりができる対策を知っておこう〜」

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

◆ 山口県内の地方公共団体は、新型コロナウイルスの感染者発生状況等、同感 染症に関する情報を発信しています。(別紙7 (P20)参照)

別紙1 新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の相談窓口

《相談時間:平日(月曜日~金曜日)の9時~17時》

- ※1 緊急を要する症状がある場合は、保健所で、土日・祝日を含めて 24 時間対応します。
- ※2 下関市民の方は、下関市立下関保健所で、土日・祝日を含め 9 時から 21 時まで対応します。
- ※3 県健康増進課は、土日・祝日を含め、9 時から 17 時まで対応します。

相談窓口		電話番号等
	岩国健康福祉センター	0827-29-1523
	柳井健康福祉センター	0820-22-3631
	周南健康福祉センター	0834-33-6423
	山口健康福祉センター	083-934-2533
保健所 ※1	山口健康福祉センター防府支所	0835-22-3740
	宇部健康福祉センター	0836-31-3203
	長門健康福祉センター	0837-22-2811
	萩健康福祉センター	0838-25-2667
	下関市立下関保健所 ※2	083-250-7778
県健康増進課 ※3		083-933-3502 083-933-2969 (FAX)

別紙2 山口県内の社会福祉協議会

市町名	社会福祉協議会名	電話番号
下関市	下関市社会福祉協議会	0832-32-2001
宇部市	宇部市社会福祉協議会	0836-33-3131
山口市	山口市社会福祉協議会	083-924-0543
萩市	萩市社会福祉協議会	0838-22-2289
防府市	防府市社会福祉協議会	0835-22-3907
下松市	下松市社会福祉協議会	0833-41-2242
岩国市	岩国市社会福祉協議会	0827-22-5877
光市	光市社会福祉協議会	0833-74-3020
長門市	長門市社会福祉協議会	0837-22-8294
柳井市	柳井市社会福祉協議会	0820-22-3800
美祢市	美祢市社会福祉協議会	0837-52-5222
周南市	周南市社会福祉協議会	0834-22-2115
山陽小野田市	山陽小野田市社会福祉協議会	0836-83-2344
周防大島町	周防大島町社会福祉協議会	0820-74-2948
和木町	和木町社会福祉協議会	0827-52-8644
上関町	上関町社会福祉協議会	0820-62-0695
田布施町	田布施町社会福祉協議会	0820-53-1103
平生町	平生町社会福祉協議会	0820-56-8000
阿武町	阿武町社会福祉協議会	08388-2-2615

別紙3 山口県内の生活困窮者自立相談支援機関窓口

市町名	自立相談支援機関名	電話番号
下関市	生活サポートセンター下関(下関市社会福祉協議会)	0120-150-873
宇部市	生活相談サポートセンターうべ	0800-200-7440
山口市	パーソナル・サポートセンターやまぐち(山口県労働者福祉協議会)	0800-200-6291
萩市、阿武町	萩市社会福祉協議会	0838-25-3620
防府市	防府市自立相談支援センター(防府市社会福祉協議会)	0835-24-9777
下松市	下松市社会福祉協議会	0833-41-2242
岩国市	くらし自立応援センターいわくに(岩国市社会福祉協議会)	0827-24-2571
光市	光市生活自立相談支援センター(光市社会福祉協議会)	0833-74-3025
長門市	長門市自立相談支援センター(長門市社会福祉協議会)	0837-23-1600
柳井市	生活困窮者自立支援相談窓口(柳井市社会福祉事務所)	0820-22-2111
美祢市	美祢地域福祉センター(美祢市社会福祉協議会)	0837-52-5222
周南市	周南市徳山社会福祉センター別館(周南市社会福祉協議会)	0834-31-4742
山陽小野田市	地域生活支援センター(山陽小野田市社会福祉協議会)	0120-83-2344
周防大島町	周防大島町福祉事務所生活支援班	0820-77-5505
和木町、田布施町、 上関町、平生町	柳井健康福祉センター(東部社会福祉事務所)	0820-22-3777

別紙4 山口県内の税務署

税務署名	管轄地域	電話番号
山口税務署	山口市	083-922-1340
防府税務署	防府市	0835-22-1400
下関税務署	下関市	083-222-3441
徳山税務署	下松市、周南市	0834-21-1010
光税務署	光市、熊毛郡	0833-71-0166
宇部税務署	宇部市	0836-21-3131
厚狭税務署	美祢市、山陽小野田市	0836-72-0180
岩国税務署	岩国市、玖珂郡	0827-22-0111
柳井税務署	柳井市、大島郡	0820-22-0277
萩税務署	萩市、阿武郡	0838-22-0900
長門税務署	長門市	0837-22-2441

山口県内の年金事務所 別紙 5

年金事務所名	管轄地域	電話番号
山口年金事務所	山口市、防府市	083-922-5660
下関年金事務所	下関市	083-222-5587
徳山年金事務所	下松市、光市、周南市、熊毛郡	0834-31-2152
宇部年金事務所	宇部市、美祢市、山陽小野田市	0836-33-7111
岩国年金事務所	岩国市、柳井市、大島郡、玖珂郡	0827-24-2158
萩年金事務所	萩市、長門市、阿武郡	0838-25-7830

⁽注) 1 健康保険・厚生年金保険に関する事業所の事務手続は、事業所の所在地を管轄する年 金事務所にご相談ください。 2 個人の相談は、全国どこの年金事務所でも受け付けています。

別紙6 各業種の事業者向け相談窓口

対象業種	相談窓口	電話番号
農業・食品事業者	中国四国農政局企画調整室	086-224-9400
中小企業・小規模事業者	中国経済産業局産業部中小企業課	082-224-5661 ※休日も実施 (休日9:00~17:00)
自動車関連取引事業者	中国経済産業局地域経済部自動車担当	082-224-5760 ※休日も実施 (休日9:00~17:00)
旅行業者・宿泊事業者	中国運輸局観光部観光企画課	082-228-8701
鉄道事業者	中国運輸局鉄道部計画課	082-228-8797
バス事業者	中国運輸局自動車交通部旅客第一課	082-228-3436
タクシー事業者	中国運輸局自動車交通部旅客第二課	082-228-3450
トラック事業者	中国運輸局自動車交通部貨物課	082-228-3438
自動車整備業者	中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課	082-228-9142
旅客船事業者	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
貨物船・港湾運送事業者	中国運輸局海事振興部貨物・港運課	082-228-3690
造船・舶用工業事業者	中国運輸局海事振興部船舶産業課	082-228-3691

別紙7 地方公共団体の新型コロナウイルス感染症関連情報掲載アドレス

市町名	アドレス
山口県	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/
岩国市	https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/covid19/
和木町	http://www.town.waki.lg.jp/life/detail.html?navi=21&lif_id=5041
柳井市	https://www.city-yanai.jp/site/covid-19/
周防大島町	https://www.town.suo-oshima.lg.jp/kenkouzoushin/Coronavirus.html
上関町	https://www.town.kaminoseki.lg.jp/
平生町	http://www.town.hirao.lg.jp/common_info/covid19.html
田布施町	https://www.town.tabuse.lg.jp/www/index.html
周南市	http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/3/48016.html
下松市	https://www.city.kudamatsu.lg.jp/corona/corona.html
光市	https://www.city.hikari.lg.jp/kenko_fukushi/kenko_iryo_kenshin/kansen/9393.html
山口市	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/coronavirus/
防府市	https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/site/coronavirus/
美祢市	http://www2.city.mine.lg.jp/www/contents/1580272015772/index.html
宇部市	https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/seijinkenkou/kansenshouyobou/korona.html
山陽小野田市	https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/site/covid-19/
下関市	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/genre/0000000000001583821155150/index.html
長門市	https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/13/30086.html
萩市	https://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/5/h31188.html
阿武町	http://www.town.abu.lg.jp/6008/